



射水市告示第82号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を別紙のとおり変更するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による射水市赤田第二土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和2年3月26日

射水市長 夏野元



(別 紙)

字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「一条」に編入する区域	
	大字名	地 番
射水市	橋下条	1092の1の一部、1092の3、1093の1の一部、1093の3、1094の一部、1095の一部、1096の2の一部、1097の1の一部、1097の2の一部、1098の一部、1099の1の一部、1100の一部、1101の一部、1102から1128まで、1129の1、1129の3、1130の1、1130の3、1130の4、1131の1、1131の2、1132の1、1132の2、1133の1、1133の2、1134の1、1134の2、1135の1、1135の2、1136の1、1136の2、1137の1、1137の2、1138の1、1139から1144まで、1145の1、1145の3、1146の1、1147の1、1148の1、1148の3、1149から1154まで、1155の1、1156の1、1157の1、1159から1162まで、1163の1、1163の2、1164の1、1164の2、1166

上記の区域内にある市有地の全部を含む。